

仲 裁 判 断 の 骨 子

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2011-003

申 立 人:X
申立人代理人:弁護士 白井 久明
同 : 弁護士 大橋 卓生
被 申 立 人:社団法人日本ボート協会
被申立人代理人:弁護士 竹之下 義弘
同 : 弁護士 鈴木 仁

主 文

- 1 社団法人日本ボート協会が行った2012年ロンドン五輪大会アジア大陸予選会の男子軽量級ダブルスカル(LM2X)日本代表クルーの内定(2011年11月24日内定、2011年11月29日発表)を取り消す。
- 2 申立人のその余の請求を棄却する。
- 3 申立料金5万円は、被申立人の負担とする。

本件は緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則(以下「規則」という。)第50条第5項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人および被申立人に送付する。

理 由 の 骨 子

- (1) 社団法人日本ボート協会(以下「協会」という。)が2012年ロンドン五輪大会アジア大陸予選会(以下「本予選会」という。)に派遣する男子軽量級ダブルスカルクルーの最終選考(以下「本件選考」という。)にあたり、最終選考要領(以下「選考要領」という。)を示して本件選考を実施したことは妥当であり、選考要領が明確に示されている以上、本件選考は、この選考要領に従って行われるべきものである。しかし、軽量級ダブルスカルクルー選考シートレース(以下「選考シートレース」という。)の過程において、選考要領に明記されていないイレギュラーな事態が生じた場合には、協会において別途合理的な基準に基づいて本件選考をすることもあながち不当とはいえない。
- (2) 協会は、本件選考にあたり、選考シートレースの第7レース(2011年11月23日実施)においてイレギュラーな事態があったと主張しており、この協会の判断

が妥当なものかについてはなお争いの残るところであるが、仮に協会の主張するイレギュラーな事態があったとしても、それに対処するために協会が特定選手の漕いだクルーの全記録を除外して選考したことは、この記録除外によって当該特定選手と漕いだ際に良いタイムを出した選手には不利、同じく悪いタイムを出した選手には有利となっていること、他にも、イレギュラーに対処するための集計方法は多数考えられることに鑑みると、著しく合理性を欠く結果を生じているといわざるを得ない。さらに、選考過程では、選考対象選手の一部に対して事前に提示されていない基準に基づく記録の変更(指定レート違反に基づくペナルティの付加)が加えられたこと、10本のシートレース終了後に追加レースを行うにあたりその趣旨を選手に説明していなかったことなどの不透明な部分が認められる。

- (3) したがって、本予選会における男子軽量級ダブルスカル(LM2X)日本代表クルーの内定は、イレギュラーな事態に対処すべき選考方法および選考過程の点で著しく合理性を欠くものであったといわざるを得ない。
- (4) 申立人は、本件仲裁において、これに加えて、複数の方法を示して、この方法によって、2012年ロンドン五輪大会アジア大陸予選会の男子軽量級ダブルスカル(LM2X)日本代表クルーを協会が内定(決定)するよう命じることを求めている。しかしながら、代表選手の選考は、規則に従い公平かつ合理的な方法によって行われるべきではあるが、本件においては、具体的な選考方法の選択に関しては、本件仲裁判断を踏まえて、協会がその専門的知見に基づいて判断すべきと考える。
- (5) よって、本仲裁パネルは主文のとおり判断する。

2012年2月27日

仲裁人: 浦川 道太郎
伊 東 卓
水 戸 重 之

仲裁地: 東京都